

## **国立大学法人法の一部改正等に伴う対応について**

国立大学法人秋田大学学長選考会議規程の改正点（令和4年4月1日実施）

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とすること。
- ②理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができること。
- ③学長選考会議の委員構成は、教育研究評議会から選出された委員と経営協議会から選出された委員各同数とすること。

### **教育研究評議会が選出する委員の選任方法・選任理由について**

教育研究評議会が選出する委員については、秋田大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申し合わせにより定めており、選任方法及び選考理由は以下のとおり。

#### ◇選任方法

- ・秋田大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申し合わせにより、各研究科長及び各学部長並びに役員のうち総務担当理事を教育研究評議会が選出する委員として改める。

#### ◇選考理由

- ・各研究科・1学部の意見を反映できるよう、代表する長4名を選任するものである。
- ・本学役員からの意見を反映できるよう、役員を代表して総務を担当する理事1名を選任するものである。